

帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

1. 概要

介護保険制度においては3年に1度、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた関係省令について所要の改正が行われております。

令和3年度の改正では「感染症や災害への対応力強化」、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」の5つの視点から、「感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画策定等の義務化」、「テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進」などの改正を行うべく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働省令第9号）」が令和3年1月25日に公布されました。

この省令により改正される基準等については、介護保険法により、市町村の条例に委任されていることから、以下に示す「帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等について、一部改正を行うものです。

2. 帯広市が一部改正を行う基準条例

○基準省令に併せて一部改正を行う帯広市の条例は以下のとおり。

<地域密着型サービス事業>

①指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年厚生労働省令第34号)

条例に委任

①帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年市条例第8号)

②指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(平成18年厚生労働省令第36号)

条例に委任

②帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年市条例第9号)

<介護予防支援事業>

③指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(平成18年厚生労働省令第37号)

条例に委任

③帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例
(平成26年市条例第29号)

<居宅介護支援事業>

④指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
(平成11年厚生労働省令第38号)

条例に委任

④帯広市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例
(平成30年市条例第7号)

3. 条例の一部改正の基本的な考え方

国で定める基準省令は3区分で構成されており、帯広市が定める基準条例では、これまで全ての類型において、国の基準省令、及び北海道の独自基準と整合性を図ってきています。

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者並びに指定居宅介護支援事業者は、これまでも基準条例を遵守し適切な事業運営を行っているところであり、今般の改正においても目的達成のための必要最低限の基準を定めている基準省令どおりに条例の一部改正を行おうとするものです。

<参考>条例の一部改正に関する基準類型（3区分）

| 類 型 | 意 味 |
|---------|--|
| 従うべき基準 | 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。 |
| 標 準 | 法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。 |
| 参酌すべき基準 | 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。 |

改正項目については、次ページのとおり。

4. スケジュール

| | | | |
|----|----|-------|----------------------|
| 令和 | 3年 | 1月25日 | 基準省令の一部を改正する省令公布 |
| 令和 | 3年 | 2月17日 | 帯広市地域密着型サービス運営委員会 審議 |
| 令和 | 3年 | 3月1日 | 帯広市議会定例会へ条例（案）提案 |
| 令和 | 3年 | 4月1日 | 条例施行 |

以下の改正項目について、国の基準どおり市の条例を改正するものとする。

○「帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」(案)

| 類 型 | 厚生労働省令 (国の基準改正項目) |
|---------|--|
| 従うべき基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者の員数、業務継続計画の策定等、衛生管理等(感染症対策の強化)、虐待の防止 ・夜間対応型訪問介護 訪問介護員等の員数、準用(業務継続計画の策定等、衛生管理等(感染症対策の強化)、虐待の防止) ・地域密着型通所介護 衛生管理等(感染症対策の強化)、準用(業務継続計画の策定等、虐待の防止) (共生型地域密着型通所介護) 準用(業務継続計画の策定等、虐待の防止、衛生管理等(感染症対策の強化)) (指定療養通所介護) 準用(業務継続計画の策定等、虐待の防止、衛生管理等(感染症対策の強化)) ・認知症対応型通所介護 従業者の員数、管理者、準用(業務継続計画の策定等、虐待の防止、衛生管理等(感染症対策の強化)) ・小規模多機能型居宅介護 従業者の員数等、管理者、準用(業務継続計画の策定等、虐待の防止、衛生管理等(感染症対策の強化)) ・認知症対応型共同生活介護 従業者の員数、管理者、認知症対応型共同生活介護の取扱方針(身体的拘束等の禁止)、準用(業務継続計画の策定等、虐待の防止、衛生管理等(感染症対策の強化)) ・地域密着型特定施設 指定地域密着型特定施設入所者生活介護の取扱方針(身体的拘束等の禁止)、準用(業務継続計画の策定等、虐待の防止、衛生管理等(感染症対策の強化)) ・地域密着型介護老人福祉施設 従業者の員数、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針(身体的拘束等の禁止)、衛生管理等(感染症対策の強化)、事故発生の防止及び発生時の対応、準用(業務継続計画の策定等、虐待の防止) (ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針(身体的拘束等の禁止)、準用(業務継続計画の策定等、虐待の防止、衛生管理等(感染症対策の強化))、事故発生の防止及び発生時の対応) ・看護小規模多機能型居宅介護 従業者の員数等、準用(業務継続計画の策定等、虐待の防止) |
| 標準 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護 共同生活住居の設備等 |
| 参酌すべき基準 | <p>指定地域密着型サービスの事業の一般原則、電磁的記録等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 運営規程、勤務体制の確保等、掲示、地域との連携等 ・夜間対応型訪問介護 運営規程、勤務体制の確保等、地域との連携等、準用(掲示) ・地域密着型通所介護 運営規程、勤務体制の確保等、非常災害対策、地域との連携等、準用(掲示) (共生型地域密着型通所介護) 準用(掲示、運営規程、勤務体制の確保等、非常災害対策、地域との連携等) (指定療養通所介護) 運営規程、安全・サービス提供管理委員会の設置、準用(掲示、勤務体制の確保等、非常災害対策、地域との連携等) ・認知症対応型通所介護 利用定員等(事業者の資格)、運営規程、準用(掲示、勤務体制の確保等、非常災害対策、地域との連携等) |

| | |
|---------|---|
| 参酌すべき基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 心身の状況等の把握、運営規程、定員の遵守、準用(勤務体制の確保等、掲示、地域との連携等) ・認知症対応型共同生活介護 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針(外部評価)、管理者による管理、運営規程、勤務体制の確保等、準用(掲示、地域との連携等) ・地域密着型特定施設 運営規程、勤務体制の確保等、準用(掲示、非常災害対策、地域との連携等) ・地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型施設サービス計画の作成、栄養管理、口腔衛生の管理、運営規程、勤務体制の確保等、附則(みなし指定密着型介護老人福祉施設の設備)、準用(掲示、非常災害対策、地域との連携等) (ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設) 設備(居室)、運営規程、勤務体制の確保等、準用(掲示、非常災害対策、地域との連携等、地域密着型施設サービス計画の作成、栄養管理、口腔衛生の管理) ・看護小規模多機能型居宅介護 準用(勤務体制の確保等、掲示、地域との連携等、心身の状況等の把握、運営規程、定員の遵守) |
|---------|---|

○「帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」(案)

| 類 型 | 厚生労働省令 (国の基準改正項目) |
|---------|---|
| 従うべき基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 従業者の員数、管理者、業務継続計画の策定等、衛生管理等(感染症対策の強化)、虐待の防止 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 従業者の員数等、管理者、準用(業務継続計画の策定等、衛生管理等(感染症対策の強化)、虐待の防止) ・介護予防認知症対応型共同生活介護 従業者の員数、管理者、身体的拘束等の禁止、準用(業務継続計画の策定等、衛生管理等(感染症対策の強化)、虐待の防止) |
| 標準 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型共同生活介護 共同生活住居の設備等 |
| 参酌すべき基準 | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則、電磁的記録等 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 利用定員等(共用型のみ)、運営規程、勤務体制の確保等、非常災害対策、掲示、地域との連携等 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 心身の状況等の把握、運営規程、定員の遵守、準用(勤務体制の確保等、掲示、地域との連携等) ・介護予防認知症対応型共同生活介護 管理者による管理、運営規程、勤務体制の確保等、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針(外部評価)、準用(掲示、地域との連携等) |

○「帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」(案)

| 類 型 | 厚生労働省令 (国の基準改正項目) |
|---------|---|
| 従うべき基準 | 業務継続計画の策定等、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、虐待の防止 |
| 参酌すべき基準 | 基本方針、運営規程、勤務体制の確保、掲示、指定介護予防支援の具体的取扱方針(サービス担当者会議)、電磁的記録等 |

○「帯広市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」(案)

| 類 型 | 厚生労働省令 (国の基準改正項目) |
|---------|---|
| 従うべき基準 | 内容及び手続の説明及び同意、指定居宅介護支援の具体的取扱方針(サービス担当者会議、生活援助の訪問回数の多い利用者への対応)、業務継続計画の策定等、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、虐待の防止 |
| 参酌すべき基準 | 基本方針、運営規程、勤務体制の確保、掲示、電磁的記録等 |

帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正の主な内容について

(注1)介護予防サービスについても同様の措置を講ずる場合には★を付記しています。

(注2)改正事項のうち、帯広市が条例を定めるに当たっての従うべき基準については◆を、標準基準については◇を付記しています。

1 帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

【訪問系サービス】（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）

(1) 夜間対応型訪問介護

① オペレーターの配置基準等の緩和

地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、サービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、利用者の処遇に支障がない場合は、以下について可能とする。

ア オペレーターについて(◆)

i 併設施設等(短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)の職員と兼務すること。

(帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年条例第 8 号。以下「密着条例」という。)第 48 条関係:訪問介護員等の員数)

ii 随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。

(密着条例第 48 条関係:訪問介護員等の員数)

イ 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を「一部委託」すること。

(密着条例第 57 条関係:勤務体制の確保等)

ウ 複数の事業所間で、随時対応サービス(通報の受付)を「集約化」すること。

(密着条例第 57 条関係:勤務体制の確保等)

② サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。

(密着条例第 58 条関係:地域との連携等)

【通所系サービス】（認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護）

(1) 認知症対応型通所介護

① 管理者の配置基準の緩和(★)(◆)

共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務とあわせて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。

（密着条例第 67 条及び帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例密着予防条例（平成 25 年条例第 9 号。以下「密着予防条例」という。）第 11 条関係：管理者）

(2) 通所系サービス共通(★)

① 災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

（密着条例第 60 条の 15 及び地域密着型予防基準第 31 条関係：非常災害対策）

② 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

（密着条例第 60 条の 13 及び地域密着型予防基準第 29 条関係：勤務体制の確保等）

【多機能系サービス】（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

(1) 小規模多機能型居宅介護

① 地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保(★)(◇)

令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案を踏まえ、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」（必ず適合しなければならない基準であり、全国一律）から「標準基準」（通常よるべき基準であり、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの）に見直す。（※）必要な法律上の措置を講じた上で、運営基準について所要の改正を行うもの。

② 小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し(★)(◆)

広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所

を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。

(密着条例第 83 条及び第 84 条並びに地域密着型予防基準第 45 条及び第 46 条関係：
従業者の員数等、管理者)

(2) 多機能系サービス共通(★)

① 過疎地域等におけるサービス提供の確保

過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間(※)に限り行わないこととすることを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする。

(密着条例第 102 条及び地域密着型予防基準第 59 条関係：定員の遵守)

(※)市町村が登録定員の超過を認めた時から当該介護保険事業計画期間終了までの最大 3 年を基本とする。また、介護保険事業計画の見直しごとに、市町村が将来のサービスの需要の見込みを踏まえて改めて検討し、代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次の介護保険事業計画期間の終期まで延長が可能。

② 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。

その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

(密着条例第 60 条の 13 準用、地域密着型予防基準第 29 条準用関係：勤務体制の確保等)

【居住系サービス】(地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護)

(1) 地域密着型特定施設入居者生活介護

① 災害への地域と連携した対応の強化(★)

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(密着条例第 60 条の 15 準用関係：非常災害対策)

(2) 認知症対応型共同生活介護

① 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保(★)

認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観

点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設する。

ア 認知症対応型グループホームは地域密着型サービス(定員 29 人以下)であることを踏まえ、経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところ、これを「3以下」とする。(◇)

(密着条例第 114 条及び地域密着型予防基準第 75 条関係:共同生活住居の設備等)

イ 複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。同基準は、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにするなど、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準を参考に定める。(◆)

(密着条例 111 条、第 112 条及び第 114 条並びに地域密着型予防基準第 72 条、第 73 条及び第 75 条関係:従業者の員数、管理者、共同生活住居の設備等)

② 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し(★)(◆)

1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策(マニュアルの策定、訓練の実施)をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。

(密着条例第 111 条及び地域密着型予防基準第 72 条関係:従業者の員数)

③ 外部評価に係る運営推進会議の活用(★)

認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価(都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価)は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けるとする。

(密着条例第 118 条及び地域密着型予防基準第 88 条関係:指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

④ 計画作成担当者の配置基準の緩和(★)(◆)

認知症グループホームにおいて、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。

(密着条例第 111 条及び地域密着型予防基準第 72 条関係:従業者の員数)

(3) 居住系サービス共通(★)

① 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。

その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

(密着条例第 124 条及び第 147 条並びに地域密着型予防基準第 82 条関係:勤務体制の確保等)

【施設系サービス】(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

① 地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直し(◆)

地域密着型特別養護老人ホームの人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分留意しつつ、以下の見直しを行う。

ア 地域密着型特別養護老人ホーム(サテライト型を除く。)において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。

(密着条例第 153 条関係:従業者の員数)

イ サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。

(密着条例第 153 条関係:従業者の員数)

② 介護保険施設の人員配置基準の見直し(◆)

従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。

(密着条例第 153 条関係:従業者の員数)

③ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

(密着条例第 171 条関係:勤務体制の確保等)

④ 口腔衛生管理の強化

口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

(密着条例第 165 条の3(新設)関係:口腔衛生の管理)

⑤ 栄養ケア・マネジメントの充実(管理栄養士の配置に関する規定は◆)

栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととし、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける(栄養士又は管理栄養士の配置を求める)とともに、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設けることとする

(密着条例第 153 条及び第 165 条の2(新設)関係:従業者の員数、栄養管理)

⑥ 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行う。

(密着条例第 182 条:設備)

ア 1ユニットの定員を、夜間及び深夜も含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね 10 人以下」から「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないもの」とする。

イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

⑦ 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化(◆)

介護保険施設における施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務づける。その際、6月の経過措置期間を設けることとする。

(密着条例第 177 条:事故発生の防止及び発生時の対応)

【全サービス共通】(★)

① 感染症対策の強化(◆)

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

ア 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施

(密着条例第 173 条:衛生管理等)

イ 訪問系サービス、通所系サービス、多機能系サービス、居住系サービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等

(密着条例第 34 条及び第 60 条の 16、地域密着型予防基準第 32 条関係:衛生管理等)

② 業務継続に向けた取組の強化(◆)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

(密着条例第 33 条の2(新設)、地域密着型予防基準第 29 条の2(新設)関係:業務継続計画の策定等)

③ ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めることとする。

(密着条例第 32 条、第 57 条、第 60 条の3、第 124 条、第 147 条、第 171 条及び第 189 条、地域密着型予防基準第 29 条及び第 82 条関係:勤務体制の確保等)

④ 会議や多職種連携における ICT の活用

運営基準において実施が求められる各種会議等(利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。)について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。

(密着条例第 34 条、第 40 条、第 41 条の2、第 60 条の 16、第 60 条の 17、第 60 条の 36、第 88 条、第 118 条、第 139 条、第 159 条、第 160 条、第 173 条、第 177 条及び第 184 条、地域密着型予防基準第 32 条、第 38 条の2、第 40 条、第 50 条及び第 79 条関係:衛生管理等、地域との連携等、虐待の防止、安全・サービス提供管理委員会の設置、心身の状況等の把握、指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針、地域密着型施設サービス計画の作成、事故発生の防止及び発生時の対応、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針、身体的拘束等の禁止)

- ・利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- ・利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

⑤ 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、原則として、電磁的な対応を認めることとする。

(密着条例第 205 条(新設)、地域密着型予防基準第 92 条(新設)関係:電磁的記録等)

⑥ 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールを解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として、電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する。

(密着条例第 205 条(新設)、地域密着型予防基準第 92 条(新設)関係:電磁的記録等)

⑦ 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。

(密着条例第 35 条、地域密着型予防基準第 33 条関係:掲示)

⑧ 高齢者虐待防止の推進(◆)

障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

(密着条例第4条、第32条、第41条の2(新設)、第56条、第60条の12、第60条の34、第74条、第101条、第123条、第146条、第170条及び第188条、地域密着型予防基準第4条、第28条、第38条の2(新設)、第58条及び第81条関係:指定地域密着型サービスの事業の一般原則、運営規程、虐待の防止、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

⑨ CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進

全てのサービスについて、CHASE・VISIT を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。

(密着条例第4条、地域密着型予防基準第4条関係:指定地域密着型サービスの事業の一般原則、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

2 帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

① 感染症対策の強化(◆)

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

・ 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等

(帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号。以下「予防支援条例」という。))第23条の2(新設)関係:感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

② 業務継続に向けた取組の強化(◆)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

(予防支援条例第 21 条の2(新設)関係:業務継続計画の策定等)

③ ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めることとする。

(予防支援条例第 21 条関係:勤務体制の確保)

④ 会議や多職種連携における ICT の活用

運営基準において実施が求められる各種会議等(利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。)について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。

(予防支援条例第 23 条の2(新設)、第 29 条の2(新設)及び第 33 条関係:感染症の予防及びまん延の防止のための措置、虐待の防止、指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- ・利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- ・利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

⑤ 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、原則として、電磁的な対応を認めることとする。

(予防支援条例第 36 条(新設)関係:電磁的記録等)

⑥ 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として、電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する。

(予防支援条例第 36 条(新設)関係:電磁的記録等)

⑦ 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可

能とする。

(予防支援条例第 24 条関係: 掲示)

⑧ 高齢者虐待防止の推進(◆)

障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

(予防支援条例第1条の2、第20条、第29条の2(新設)関係: 基本方針、運営規程、虐待の防止)

⑨ CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進

全てのサービスについて、CHASE・VISIT を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。

(予防支援条例第1条の2関係: 基本方針)

3 帯広市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

① 質の高いケアマネジメントの推進(◆)

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者には、以下について、利用者説明を行うことを新たに求める。

(帯広市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(平成30年条例第7号。以下「居宅条例」という。)第7条関係: 内容及び手続の説明及び同意)

・前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合

・前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

② 生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応(◆)

区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを10月から導入する。

(居宅条例第16条関係: 指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

③ 感染症対策の強化(◆)

介護サービス事業者には、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

・委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等

(居宅条例第 24 条の 2 (新設) 関係: 感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

④ 業務継続に向けた取組の強化(◆)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

(居宅条例第 22 条の 2 (新設) 関係: 業務継続計画の策定等)

⑤ ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めることとする。

(居宅条例第 22 条関係: 勤務体制の確保)

⑥ 会議や多職種連携における ICT の活用

運営基準において実施が求められる各種会議等(利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。)について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。

(居宅条例第 16 条、第 24 条の 2 (新設) 及び第 30 条の 2 (新設) 関係: 指定居宅介護支援の具体的取扱方針、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、虐待の防止)

- ・利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- ・利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

⑦ 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、原則として、電磁的な対応を認めることとする。

(居宅条例第 34 条(新設) 関係: 電磁的記録等)

⑧ 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールを解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として、電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する。

(居宅条例第 34 条(新設) 関係: 電磁的記録等)

⑨ 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。

(居宅条例第 25 条関係: 掲示)

⑩ 高齢者虐待防止の推進(◆)

障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

(居宅条例第4条、第 21 条、第 30 条の2(新設)関係: 基本方針、運営規程、虐待の防止)

⑪ CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進

全てのサービスについて、CHASE・VISIT を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。

(居宅条例第4条関係: 基本方針)